

岐阜県公報

号外(三) 平成三十年四月一日

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職員厚生課)

一

公安委員会規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

(交通指導課)

二

告示

建築基準法に基づく数値等の変更

(建築指導課)

二

公示

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・準中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施
道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・準中型・普通・大特・普自一・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(同)

四

(運転免許課)

三

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表中五十八の項を五十九の項とし、四十三の項から五十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十二の項第一号中「及び野菜・果樹部」を「野菜部及び果樹・農産物利用部」に改め、同項第二号中

地下足袋	一足	一年	
長靴	一足	一年	長靴 一足

「一年」に改め、同項を同表四十三の項とし、同表中四十一の項を四十二の項

とし、四十の項を四十一の項とし、同表三十九の項中

指導員 服(上)	夏用・冬 用各一着	一年	
指導員 服(下)	夏用・冬 用各一着	一年	

指導員 服(上)	夏用・冬 用各一着	一年	
-------------	--------------	----	--

を	・下)		
作業帽	夏用・冬用各一個	二年	職業訓練指導業務に従事する職員に限る。

に改め、同項を同表四十の項とする。

し、同表中三十八の項を三十九の項とし、二十七の項から三十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表二十六の項第一号中「又は産業労働課」を削り、同項を同表二十七の項とする。

別表中二十五の項を二十六の項とし、同表二十四の項中「一年」を「三年」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中二十三の項を二十四の項とし、三の項から二十二の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 総務 部 県庁 舎建設 課	1 現場業務に従事する職員(管理調整業務に従事する職員を除く)	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
		防寒服	一着	三年	
		長靴又は安全靴	一足	三年	長靴又は安全靴のいずれかとする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県公安委員会
委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第六号

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金に係る納付、督促、延滞金及び滞納処分に関する規則(平成十八年岐阜県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式裏面中「十六銀行及び大垣共立銀行」を「大垣共立銀行及び十六銀行」に、「二瀬東洋UFJ銀行」を「二瀬UFJ銀行」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項(の欄)の規定により数値等を次のとおり変更するので告示する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

美濃加茂都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建設部建築指導課、岐阜県中濃建築事務所及び美濃加茂市建設水道部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

三 適用年月日

平成三十年四月一日

公 示

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・準中型・普通・大特・普自二・^{けん}牽引・大型二種・中型二種・普通二種）の実施
 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第二条の規定により公示する。

平成三十年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

審査の種類	期 日	場 所
大型自動車免許に係る技能検定員審査（大型）	平成三十年九月六日 同 年十月二十六日	岐阜市三田洞東一丁目二番八号 岐阜県警察本部交通部運転免許課岐阜自動車運転免許試験岐阜試験場
中型自動車免許に係る技能検定員審査（中型）	平成三十年九月七日 同 月十四日 同 月二十六日 同 年十月三十一日	
準中型自動車免許に係る技能検定員審査（準中型）	平成三十年九月十三日 同 月二十一日 同 月二十八日 同 年十一月一日	
普通自動車免許に係る技能検定員審査（普通）	平成三十年六月二十六日及び同月二十七日 同 年七月二十三日 同 年八月二十七日	
大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査（大特）	平成三十年九月十日 同 月二十日 同 月二十七日	

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項

普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査（普自二）	同 年十一月二日
普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査（大型一種）	平成三十年九月十一日 同 月十八日 同 月二十五日 同 年十月二十三日 同 月三十日 同 年十一月六日 同 月二十七日
牽引免許に係る技能検定員審査（牽引）	平成三十年九月十二日 同 月十九日 同 年十月二十九日
大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（大型二種）	平成三十年六月七日 同 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日
中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査（中型二種）	平成三十年六月七日 同 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日
普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査（普通二種）	平成三十年六月七日 同 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日

- 1 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書
 - イ 住民票の写し
 - ウ 運転記録証明書
 - エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し
 - オ 第二種免許に係る審査については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる審査の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める規則第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証の写し
- (ア) 大型一種 技能検定員資格者証（大型）

技能検定	審査項目	審査細目	審査方法等	技能検定に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	自動車教習所に関する法令についての知識	技能検定の実施に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識
				技能検定に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

- (イ) 中型二種 技能検定員資格者証(中型)
 - (ウ) 普通二種 技能検定員資格者証(普通)
- 力 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)
- 三 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項
- 1 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車二輪免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

審査の種類	期	日	場	所	技能に関する	な自動車の運転技能	合格基準は、九十八パーセント以上の成績であること。
					技能検定に関する知識	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・準中型・普通・大特・普自・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)以下「法」という。(第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号)以下「規則」という。)(第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成三十年四月一日

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

岐阜県公安委員会
委員長 古田善伯

大型自動車免許に係る 教習指導員審査(大型)	平成三十年五月九日 月二十一日 同 年六月七日 同 年七月十八日 同 月二十六日 同 年八月一日	岐阜市三田洞東一丁目二 番八号 岐阜県警察本部交通部運 転免許課岐阜自動車運 転免許試験岐阜試験場
中型自動車免許に係る 教習指導員審査(中型)	平成三十年五月十一日 月十六日 同 月二十四日 同 月三十日 同 年七月二十日 同 月二十七日 同 年八月九日	
準中型自動車免許に係る 教習指導員審査(準 中型)	平成三十年五月七日 月十七日 同 月二十三日 同 月三十一日 同 年六月四日 同 年七月二十三日 同 年八月三日 同 月十日	
普通自動車免許に係る 教習指導員審査(普通)	平成三十年七月十九日及び 同 月二十日 同 年八月十三日 同 年九月二十六日	
大型特殊自動車免許に 係る教習指導員審査 (大特)	平成三十年五月十日 月十八日 同 月二十五日 同 年六月一日 同 月八日 同 年七月十九日 同 月二十五日 同 年八月二日 同 月八日	
普通自動二輪車免許に 係る教習指導員審査	平成三十年五月八日 月十五日	

(普自二)	同 月二十二日 同 月二十九日 同 年七月十七日 同 月二十四日 同 月三十一日 同 年八月二十八日	
牽引免許に係る教習指 導員審査(牽引)	平成三十年五月二日 月十四日 同 月二十八日 同 年六月六日 同 年七月三十日 同 年八月六日	
大型自動車第二種免許 に係る教習指導員審査 (大型二種)	平成三十年六月七日 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日	
中型自動車第二種免許 に係る教習指導員審査 (中型二種)	平成三十年六月七日 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日	
普通自動車第二種免許 に係る教習指導員審査 (普通二種)	平成三十年六月七日 年八月九日 同 年九月二十七日 同 年十一月五日	

二 教習指導員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 住民票の写し

ウ 運転記録証明書

エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し

オ 第二種免許に係る審査については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる審査の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める規則第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者の写し

(ア) 大型二種 教習指導員資格者証(大型)

- (イ) 中型二種 教習指導員資格者証(中型)
 - (ウ) 普通二種 教習指導員資格者証(普通)
- 力 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)
- 三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項
- 1 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験(自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。)(の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)(に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
自動車教習所に関する法令についての知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
教習指導員としての必要な教育についての知識	教習指導員としての必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。

2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

平成三十年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社